

平成 27 年度第 2 回岩手県私立学校審議会議事録

日時 平成 27 年 12 月 16 日 (水)

10 : 00 ~ 10 : 30

場所 岩手県県庁 3 階 議会第 3 会議室

平成 27 年度第 2 回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 平成 27 年 12 月 16 日 (水) 10:00~11:00

2 開催場所 岩手県庁 3 階 議会第 3 会議室

3 出席者

[私立学校審議会委員]

佐藤 勝 会長	久保 榮子 委員	今西 界雄 委員
小野寺 佳代子 委員	工藤 純世 委員	咲間 まり子 委員
新宮 由紀子 委員	須山 通治 委員	荻原 禮子 委員

[県]

佐藤総務部副部長

佐藤法務学事課総括課長 千葉私学・情報公開課長 佐々木主任主査

平澤主査 中尾主事 佐藤主事

4 欠席者

田代 高章 委員

5 署名委員

小野寺 佳代子 委員 荻原 禮子 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○佐々木主任主査

ただいまから平成 27 年度第 2 回私立学校審議会を開催いたします。主任主査の佐々木と申します。議事に入りますまでの間、私が暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 出席者の確認

○佐々木主任主査

会議に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告いたします。本日は、田代委員が欠席されております。委員 10 名中 9 名に御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第 5 条により定数に達しておりますので、本日の会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、佐藤総務部副部長から挨拶を申し上げます。

3 挨拶

○佐藤総務部副部長

おはようございます。副部長の佐藤です。委員の皆様には年末のお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

平成 27 年度第 2 回岩手県私立学校審議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、本県の私学振興に御支援、御協力をたまわっており、深く敬意を表するところです。

さて、本県では、去る 9 月議会において、県内の学校における「いじめ問題」に迅速かつ機動的に対応するため、いじめ防止対策推進法に基づく所要の附属機関などの設置を内容とする 3 つの条例を制定したところであります。

そのうち、「岩手県いじめ再調査委員会条例」は、私立学校又は県立学校での「いじめ重大事態」に対応して、知事が必要があると認めるときに、学校の調査結果に対して再調査を行う組織を設置するものであり、その事務は、総務部法務学事課が所管することとしております。

昨日開催された県の総合教育会議におきましても、いじめ問題に関する協議がなされたところであり、この問題に関しては、今後も引き続いて関係機関との連携を図りながら、適切に対応して参りたいと考えております。

本日の審議会では、専修学校の設置認可について御審議いただくこととしております。

委員の皆様には、本県の私立学校教育の充実のため、専門的、大局的な見地から御意見、御審議を賜るようお願い申し上げます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

○佐々木主任主査

ここで、議事に入らせていただく前に、今年度第 1 回私立学校審議会において御協議させていただきました「学校法人龍澤学館による（仮称）盛岡中央高等学校附属中学校の設置計画」に係る、現在の状況について、事務局よりご報告させていただきます。

○千葉私学・情報公開課長

「学校法人龍澤学館による（仮称）盛岡中央高等学校附属中学校の設置計画」の現状について説明いたします。

同附属中学校の設置につきましては、9月に開催いたしました審議会において、多く意見を頂戴し、継続審議とされたところでございます。

このため、県と学校法人龍澤学館は、協議を重ねてまいりました。その結論を先に申し上げますと、より深く委員の皆様にご理解いただくためには、今回の審議会ではなく、この先の審議会にお諮りしたほうがよいだろうとの結論に達したものでございます。

具体的に申し上げます。前回の審議会では、盛岡中央高校が定員を超過していることに関連して、①学習に相応しい広さが確保されているかといった、学習環境への懸念に加えまして、②高校と同様に中学校も定員を超過するのではないかと懸念、それに加えまして、③県が私立学校の定員超過に対する指導を行っているにも関わらず具体的な成果が得られていないことについての御指摘がございました。

こういった懸念・御指摘を少しでも解消するため、県と学校法人龍澤学館はどうすればよいか検討を重ねてまいりました。その結果、やはり、盛岡中央高校の定員超過解消に向けた学校法人龍澤学館の取組の成果をお見せするには、やはり平成28年度の盛岡中央高校の入試結果を見ていただくことが必要だろうと判断をしたのがひとつでございます。

また、県に対する御指摘に対しましては、現在、定員超過に対する指導の在り方等について、どのように行うのが適切なのか検討しているところであり、その方向性をお示しするまでに、もう少しお時間を頂戴したいということがございます。

また、先の審議会におきましては、この3点に加えまして、関係する教育関係者からもっと意見を聴いたほうが良いとの御意見を頂戴しました。こうした意見の聴取につきましては、聴取する環境を整えたいと、具体的には、定員超過解消の取組等に対する御理解を得たいと、行った方がよいだろうと考えたことによるものでございます。

なお、具体的に、今後、お諮りする時期につきましては、現在のところ、平成28年度第1回目の7月の審議会を想定しております。今年度、第3回目の審議会を3月に予定しておりますが、盛岡中央高校の入学者数が確定するのが、4月にならないとわからないという事情がありますので、3月の審議会にお諮りするのには難しいというふうに考えております。

以上が、今回の審議会に「中学校の設置計画」をお諮りしなかった理由でございます。

4 議 事

○佐々木主任主査

それでは、これより議事に入らせていただきますが、この後の議事進行につきましては、審議会運営規程第3条第1項の規定により、佐藤会長にお願いいたします。

(1) 議事録署名委員の指名

○佐藤会長

まず、最初に議事録の署名委員を指名させていただきたいと思っております。

議席番号3番の小野寺委員と議席番号8番の荻原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、当審議会の会議の公開について確認いたします。当審議会につきましては、県の審議会等の会議の公開に関する指針により原則公開で行うとされております。この指針の第3「会議の公開の基準」に定める非公開事由に該当しないものと判断されますので、今日の審議会については公開するこ

とにしたいと思いますがよろしいですか。

「異議なし」の声

それでは本日の審議会は公開といたします。

なお、本日の会議録及び資料につきましては県のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

(2) 諮問事項の審議

○佐藤会長

それでは諮問事項の審議に入ります。議案第1号専修学校の学校設置認可についてであります。事務局から説明願います。

○千葉私学・情報公開課長

それでは、議案第1号について、お手元の審議会資料1ページをお開き願います。盛岡看護医療大学の学校設置認可についてでございます。今回お諮りする内容は、平成26年度第3回私立学校審議会において、学校の「設置計画」についてお諮りし、その内容について御了承いただいたところでございます。今回の審議会では、学校の「設置認可申請」について御審議いただくものであります。それでは、内容について御説明いたします。

学校を設置いたしますのは、盛岡市にあります学校法人龍澤学館でございます。質の高い医療サービスを提供できる看護師を養成する専修学校として「盛岡看護医療大学校」を設置しようとするものでございます。

設置場所は、盛岡市の中央通にございまして、県内又は近隣する各県からのアクセスに便利な、盛岡駅から徒歩10分の場所に位置するものでございます。建物は8階建てでございます。1階から3階部分については、現在、同法人が運営する盛岡医療福祉専門学校が入っております。

設置の目的につきましては、「法人の建学の精神である「独立進取・研鑽努力」に基づき看護に関する専門教育を行い、人格の涵養に努め、もって地域医療の発展充実に寄与し、広く社会に貢献できる看護師を育成すること」とされてございます。

設置する学科は「看護学科」とされ、修業年限は3年、入学定員は40人で、総定員は120人となっております。

看護学科では、看護師としての必要な基礎的知識・技術・心構えを授けることに加えて、生涯にわたり継続的な資質・能力の啓発を行い、最善の看護を提供できる職業人としての看護師を養成するものとされてございます。

教職員は3年計画で採用を進めていくこととしており、開設年度は教員33名うち専任教員9名、兼任教員24名を、2年次は教員60名のうち専任教員9名、兼任教員51名を、3年次は教員66名のうち専任教員9名、兼任教員57名を見込んでございます。

なお、専修学校設置基準においては、教員数は4名以上、うち専任が3名以上とされており、その基準を満たすものでございます。

校地校舎につきましては、校舎面積は3,160.37㎡でありますので、専修学校設置基準の500㎡以上を満たすものでございます。また、校舎には、目的、生徒数に応じて教室や実習室、教員室等を備えるとともに、必要な種類、数の「校具・教具・図書等」を備えなければなりません。去る12月8日

に、当課におきまして現地確認を行い、必要な「設備、校具、教具及び図書」が備え付けられていることを確認してございます。

資料の2ページをお開き願います。

収支予算でございますが、平成28年度の収入の部としましては、生徒納付金44,000千円、手数料収入1,060千円等であり、支出の部としましては、人件費61,075千円、教育管理経費17,750千円等となっております。

以上のことから、「盛岡看護医療大学校」の学校設置認可につきましては、専修学校設置基準を満たしていることから、県としては認可相当と考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○佐藤会長

ただいまの説明に対して御質問、御意見ございませんか。

○佐藤会長

よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。議案第1号について原案どおり認可を適当とする旨、答申してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

それでは、議案第1号の専修学校の学校設置認可について、認可を適当とする旨、答申することとします。

5 報告事項

○佐藤会長

次に、報告事項に移ります。報告事項について事務局から報告願います。

○千葉私学・情報公開課長

それでは、お手元の報告事項資料の1ページをお開き願います。

報告事項1の平成27年度第1回私立学校審議会答申に係る認可事項についてでございます。

この資料にありますとおり、今年9月に開催しました審議会において、ご審議いただきました、1の「学校の廃止認可」、2の「学校の収容定員に係る学則変更認可」については、平成27年10月8日付けで認可させていただきましたのでご報告いたします。

次に、同じ資料の2ページ、報告事項の2、「生徒募集の停止について」でございます。

盛岡市にあります「盛岡調理師専門学校」を設置する学校法人盛岡大学から、同校の生徒募集停止に係る届出がありましたので、その概要についてご報告いたします。

盛岡調理師専門学校は、調理師を養成することを目的とした1年課程の専修学校で、平成27年5月1日現在、定員90名に対して33名が在籍している状況でございます。

同校は、昭和53年に専修学校の設置認可を受け、「調理師の養成施設」として、これまで多くの卒業生を輩出してきたところですが、近年の入学希望者の減少を受け、今後の生徒確保の見通しが厳し

い状況にあるものと判断し、平成 27 年度末の学校廃止を視野に、平成 27 年 9 月 18 日以降の生徒募集を停止している状況でございます。

なお、現在、法人においては、学校を廃止した場合に備え、法人が所有している同校の校地校舎の取り扱い等について、協議・検討を進めている状況と伺っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤会長

報告事項 2 件について説明がありました。これについて、御意見、御質問がありますか。
よろしいでしょうか。

6 その他

○佐藤会長

皆さんの方から何かありますか。よろしいでしょうか。

7 閉 会

○佐藤会長

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。